

ウォーターPPP導入の方向性について

上下水道局 下水道課

【報告事項】

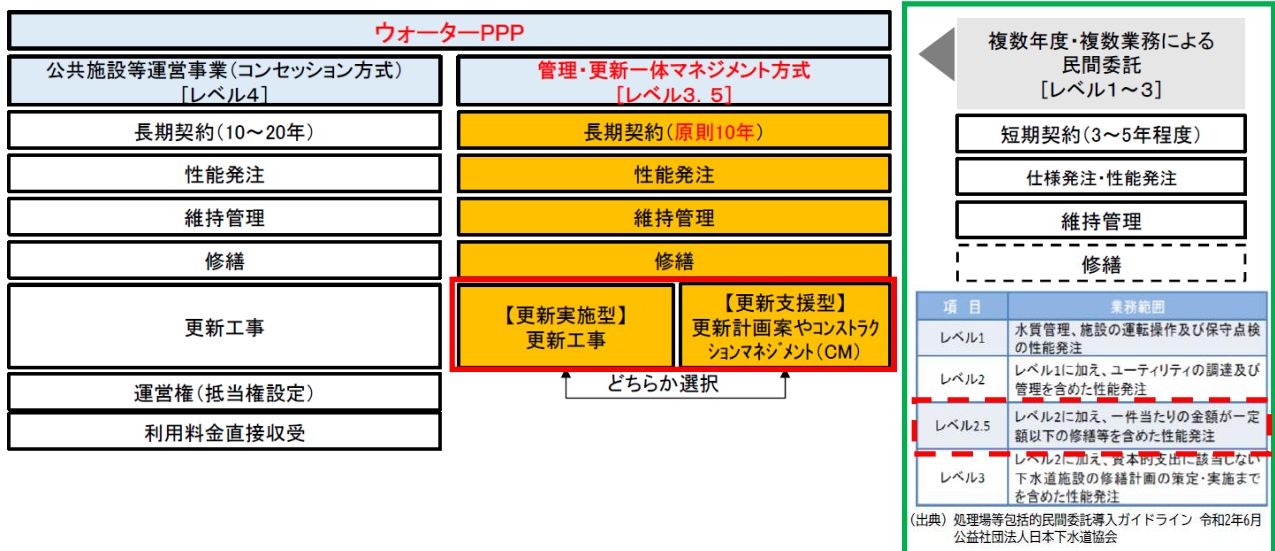
◆令和6年度に実施した官民連携導入可能性調査により、当市における導入可能なウォーターPPPの事業スキーム案が示されたため、その内容と今後の方向性について報告する

1 経過

- ・令和5年6月、令和9年度以降、污水管の改築（公共・特環）に係る「社会資本整備総合交付金」の交付要件に「ウォーターPPP導入決定済であること」の追加が公表
- ・令和6年1月の産業建設委員会協議会において令和6年度にウォーターPPP導入に向けた可能性調査を実施することについて説明（図-1）
- ・令和6年6月、公募型プロポーザル方式により4者の中から委託業者を選定し、官民連携導入可能性調査業務委託契約を締結（有限責任監査法人トーマツ）
- ・令和7年2月、委託業者から導入可能な事業スキーム案が提示された

官民連携レベルとウォーターPPPの概要

（図-1）



2 ウォーターPPP導入検討における留意点

- (1) 官民の役割分担・地元企業との共存等
 - ・現場を熟知している地元業者の意見を尊重
 - ・当地域の実情を踏まえた最適スキームの検討
- (2) 市民負担への配慮
 - ・導入による公的財政負担の削減効果（VFM）
 - ・補助金（交付金）の確保、将来負担の軽減等

3 調査方法

- ・事業検討の段階から事業内容や事業スキームに関し、直接対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、当該事業に対する理解促進や参入意欲の向上が期待できる「サウンディング型市場調査」を採用
- ・地元管路施設維持管理事業者との勉強会&意見交換会を実施
- ・民間企業の意向調査（2回のアンケート調査&追加ヒアリング）の実施
- ・VFMの算出
- ・導入可能な事業スキーム案の提示

4 調査経過及びスキーム案

(1) 事業スキーム検討経過 別紙（資料 No. 5-2）参照

(2) 導入可能な事業スキーム案

- ア 事業方式 管理・更新一体マネジメント方式〔レベル 3.5〕（更新支援型）
- イ 事業範囲 公共・特環の浄化センター（松尾・川路・竜丘・和田）
- ウ 業務内容 運転・維持管理（保守、修繕、ユーティリティ調達、水質管理、緊急対応含む）
更新計画案策定等
- エ 事業期間 令和 9 年 4 月～令和 19 年 3 月（10 年間）
- オ 事業規模 約 47.6 億円
- カ 備考 管路、マンホールポンプについては、今後民間企業との意見交換を重ねながら段階的な委託のレベルアップや複数年契約を試行し、将来的にレベル 3.5 での業務実施を検討

(3) VFM の算出 別紙（資料 No. 5-3）参照

ウォーター P P P で業務委託した場合の削減効果（10 年間） 1.9%（約 0.9 億円）

交付金の影響を加味した場合の削減効果 10.1%（約 5.4 億円）

(4) ウォーター P P P 導入の効果

- ・サウンディング型市場調査による地元業者の意見が反映された導入可能なスキーム案であり、VFM も期待できる
- ・令和 9 年度以降、10 年間の管路改築・点検調査・ストックマネジメント計画策定に係る国の交付金（約 6 億円※）を維持できる

（※下水道事業経営戦略（令和 5 年改定版）及びストックマネジメント計画により積算）

○交付金不交付となった場合、計画に位置付けられている建設改良事業を実施するためには、起債又は留保資金の充当で対応することとなり、固定負債の増加や利益の減少等、市民負担の増に繋がる

5 今後の進め方

令和 9 年度からのウォーター P P P 導入を目指し、実施方針の策定等、具体的な準備を進める。

日程（予定）		内 容
令和 7 年 （2025 年）		産業建設委員会協議会で導入の方向性について説明
	7 月上旬	実施方針等（実施方針（案）、要求水準書（案））の公表
	9 月上旬	実施方針（案）に関する質問回答
	10 月上旬	実施方針の公表
	11 月上旬	募集要項（公募型プロポーザル実施要領及び要求水準書等）の公表
	12 月下旬	募集要項等に関する質問及び回答の公表
令和 8 年 （2026 年）	1 月上旬	参加申込書及び参加資格審査書類の提出受付
	3 月下旬	技術提案書作成要領に関する質問回答
	5 月上旬～中旬	技術提案書の提出
	6 月中旬	プロポーザルの実施
	8 月上旬	優先交渉権者の決定及び通知
	10 月	事業契約の締結
	11 月 1 日	事業引継ぎ開始
令和 9 年 （2027 年）	4 月 1 日	事業開始